

薬害教育教材の活用方法等について（案）

（１） 発送時期等の見直し

- ・ これまで、平成 23 年度分は同年 5 月に、平成 24 年度分は同年 3 月に発送。これに対して、「薬害教育教材に関するアンケート調査」では、教材の使用に関する問題点として、送付時期に関する意見が多数寄せられた（33 件）。

（例）年度が替わる慌ただしい時期に送られてきても取扱いが困難であるため、送付時期を考慮して欲しい 等

- ・ このため、平成 25 年度配布分については、年間指導計画の作成時期等を踏まえ、なるべく早期に（25 年 2 月メド）送付することとする。

併せて、部数の不足に関する意見（19 件）があることを踏まえ、新年度の生徒数の変更も見込んで発送部数を増加させる。

（２） 「活用の手引」の作成等

- ・ 同アンケートにおいて、「授業の位置付けが難しい（38 件）」「教科書との関連性に問題（28 件）」といった意見が寄せられたことから、現場の教師等への参考として「活用の手引」（案は別添のとおり）を作成し、教材発送時に併せて配布する。

- ・ 「活用の手引」と併せて、現在厚生労働省ホームページに掲載しているワークシート（立命館宇治中学校の例を元に作成したもの）を配布する。

- ・ 「活用の手引」については、現場の声なども踏まえつつ、来年度以降も適宜見直しを行っていく。

（３） 教材活用等に関する好事例の収集

- ・ 教材の配布時に、各学校等での教材活用の好事例について随時情報提供していただくよう、併せて依頼する。

- ・ 収集した好事例については、随時、厚生労働省のホームページへの掲載、検討会での報告等を行う。

教師の皆様へ

薬害教育教材の活用の手引【平成 25 年度】

厚生労働省では、文部科学省の協力を得て、中学 3 年生を対象とした薬害を学ぶための教材「薬害って何だろう？」を作成し、平成 23 年度より全国の中学校に配布しています。本教材は、「薬害」と呼ばれている医薬品等による健康被害を知るとともに、その発生の過程や社会的な動き等を学ぶことを通じて、今後、同様の被害が起こらない社会の仕組みの在り方等を考えることを目的とするものであり、その趣旨をご了知の上、授業等において本教材をご活用いただきますようお願いいたします。

本教材の活用にあたっては、以下の事項にご留意下さい。

(1) 学習指導要領等における関連内容について

中学校学習指導要領及びその解説においては、社会科（公民的分野）の「消費者の保護」や保健体育（保健分野）の「医薬品の適正使用」等が関連する項目と考えられますので（別紙参照）、授業等でこれらの内容を取り扱う際等に、本教材を併せてご活用下さい。なお、新しい高等学校学習指導要領解説公民編においては、「消費者に関する問題」の中で、「例えば製品事故、薬害問題などを扱」うこととされています。

(2) 教材の活用事例について

本教材については、各校の創意工夫によりご活用下さい。なお、活用事例を以下の厚生労働省のホームページに掲載していますので、ご参考下さい。（当該ホームページに掲載しているワークシートを、教材及びこの手引と併せて配布しています。）

<厚生労働省ホームページ「薬害って何だろう？」>

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

※ このホームページから、本教材をダウンロードできます。

また、本教材の授業等における活用方法を、今後ともホームページ等を通じて周知することとしておりますので、参考となると考えられる事例について、厚生労働省まで随時情報提供いただきますようお願いいたします（様式自由）。（内容に応じて、ホームページへの掲載等させていただきます。）

【参考】

文部科学省のホームページ「子どもと社会の架け橋となるポータルサイト」（<http://kakehashi.mext.go.jp/>）においても、本件が掲載されています。

<連絡先>

厚生労働省医薬食品局総務課 医薬品副作用被害対策室

電話：03-5253-1111（内線 2717）

直通：03-3595-2400 FAX：03-3501-2052

学習指導要領等における関連内容について

中学校学習指導要領 (抜粋) (平成20年3月28日公示)

※ 平成24年4月から完全実施(一部科目については先行実施)。

第2節 社会

第2 各分野の目標及び内容(公民的分野)

2 内容

(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。

第7節 保健体育

第2 各分野の目標及び内容(保健分野)

2 内容

(4) 健康な生活と疾病の予防について理解を深めることができるようにする。

オ 健康の保持増進や疾病の予防には、保健・医療機関を有効に利用することがあること。また、医薬品は、正しく使用すること。

中学校学習指導要領解説 (抜粋) (平成20年7月公表)

社会編 第2章 社会科の目標及び内容

第2節 各分野の目標及び内容(公民的分野)

2 内容、(2) 私たちと経済

イ 国民の生活と政府の役割

「消費者の保護」については、「消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱う」(内容の取扱い)こととしている。ここでは、消費者の利益の擁護及び増進について、消費者の権利の尊重及びその自立の支援などのため、国は消費者政策を推進する役割を、地方公共団体は地域の社会的、経済的な状況に応じた消費者政策を推進する役割を担っていることを具体的な事例を通して理解させるとともに、企業は消費者の安全や、消費者との取引における公正さを確保するなどの責務や、国や地方公共団体の政策に協力する責任があることについて理解させることを意味している。また、消費者も自らの利益の擁護及び増進のために自立した消費者となるよう努めなければならないことや、どのような消費者行政が行われているのかについて理解させることを意味している。

保健体育編 第2章 保健体育科の目標及び内容

第2 各分野の目標及び内容(保健分野)

2 内容、(4) 健康な生活と疾病の予防

オ 保健・医療機関や医薬品の有効利用

地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所、保健センター、医療機関などがあることを理解できるようにする。健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。また、医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。医薬品には、使用回数、使用時間、使用量などの使用法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。

高等学校学習指導要領（抜粋）（平成21年3月9日公示）

※ 平成25年4月入学者から年次進行で完全実施（一部科目については平成24年入学者から先行実施）。

第3節 公民

第1 現代社会

2 内容

(2) 現代社会と人間としての在り方生き方

現代社会について、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会など多様な角度から理解させるとともに、自己とのかかわりに着目して、現代社会に生きる人間としての在り方生き方について考察させる。

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

現代の経済社会の変容などに触れながら、市場経済の機能と限界、政府の役割と財政・租税、金融について理解を深めさせ、経済成長や景気変動と国民福祉の向上の関連について考察させる。また、雇用、労働問題、社会保障について理解を深めさせるとともに、**個人や企業の経済活動における役割と責任**について考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

(オ) エの「市場経済の機能と限界」については、経済活動を支える私法に関する基本的な考え方についても触れること。「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。また、「**個人や企業の経済活動における役割と責任**」については、公害の防止と環境保全、**消費者に関する問題**などについても触れること。

第3節 公民

第3 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

経済活動の意義、国民経済における家計、企業、政府の役割、市場経済の機能と限界、物価の動き、経済成長と景気変動、財政の仕組みと働き及び租税の意義と役割、金融の仕組みと働きについて理解させ、現代経済の特質について把握させ、経済活動の在り方と福祉の向上との関連を考察させる。

3 内容の取扱い

(2) 内容の取扱いに当たっては、次の事項に配慮するものとする。

イ 内容の(2)については、次の事項に留意すること。

アについては、マクロ経済の観点を中心に扱うこと。「市場経済の機能と限界」については、公害防止と環境保全、**消費者に関する問題も扱うこと**。また、「金融の仕組みと働き」については、金融に関する環境の変化にも触れること。

第6節 保健体育

第2 保健

2 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

生涯を通じて健康の保持増進をするには、保健・医療制度や地域の保健所、保健センター、医療機関などを適切に活用することが重要であること。また、**医薬品は、有効性や安全性が審査されており、販売には制限があること。疾病からの回復や悪化の防止には、医薬品を正しく使用することが有効であること。**

高等学校学習指導要領解説（抜粋）（平成21年12月公表）

公民編 第2章 各科目

第1節 現代社会

2 内容

エ 現代の経済社会と経済活動の在り方

また、「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、契約に関する基本的な考え方について理解させ、契約が複数の意思表示の合致によって成立する法律行為であること、不完全な意思表示に基づいて行われる場合は契約が無効になったり、これを取り消したりすることができることを理解させるとともに、契約により生ずる様々な責任についても理解させる必要がある。消費者問題については、「情報の非対称性」の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者基本法や消費者契約法などを踏まえ、消費者の権利の尊重と消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。その際、例えば、高金利問題、多重債務問題などを扱い、消費者としての権利や責任について考察させることが大切である。また、例えば製品事故、**薬害問題**などを扱い、**行政や企業の責任にも触れるようにする。**

公民編 第2章 各科目

第3節 政治・経済

2 内容

(2) 現代の経済

ア 現代経済の仕組みと特質

「消費者に関する問題」（内容の取扱い）については、家計、企業、政府間の情報格差という情報の非対称性の観点から消費者保護の重要性を扱うだけでなく、消費者の自立支援の観点から指導することに留意することが大切である。また、例えば、製品事故、**薬害問題**などを扱い、**行政や企業の責任にも触れるようにする。**

保健体育編 第2章 各科目第2節

第2節 保健

3 内容

(2) 生涯を通じる健康

イ 保健・医療制度及び地域の保健・医療機関

また、医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があること、承認制度により有効性や安全性が審査されていること、及び販売に規制があることを理解できるようにする。疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。その際、副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

※ 高等学校学習指導要領解説において、初めて「薬害問題」と明記された。